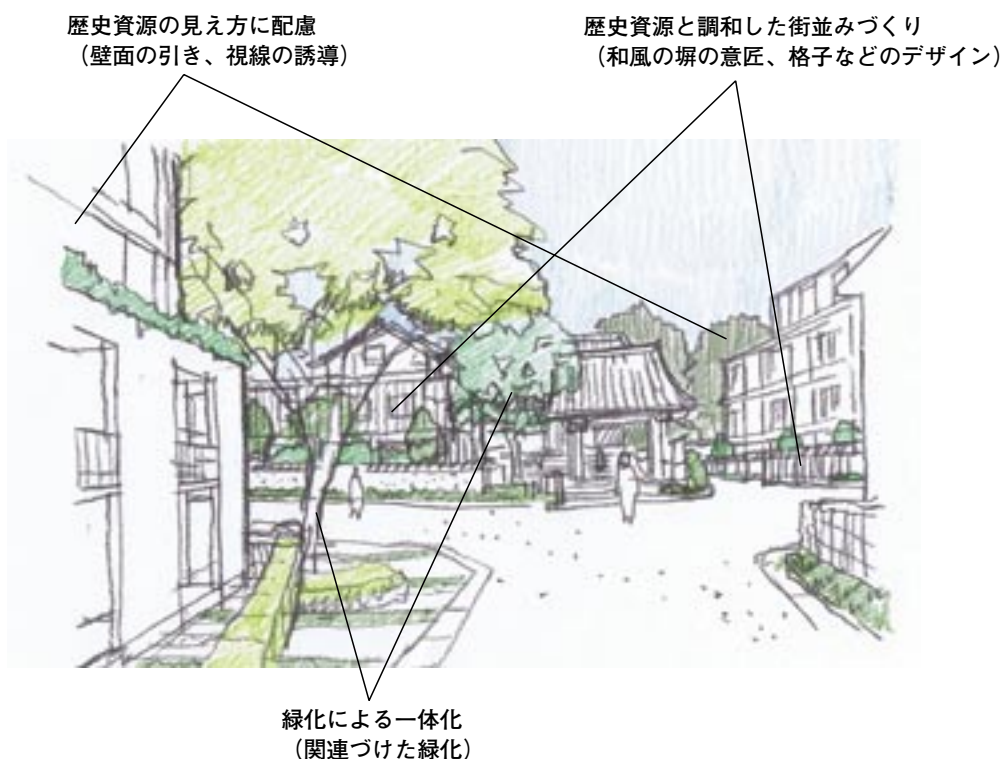


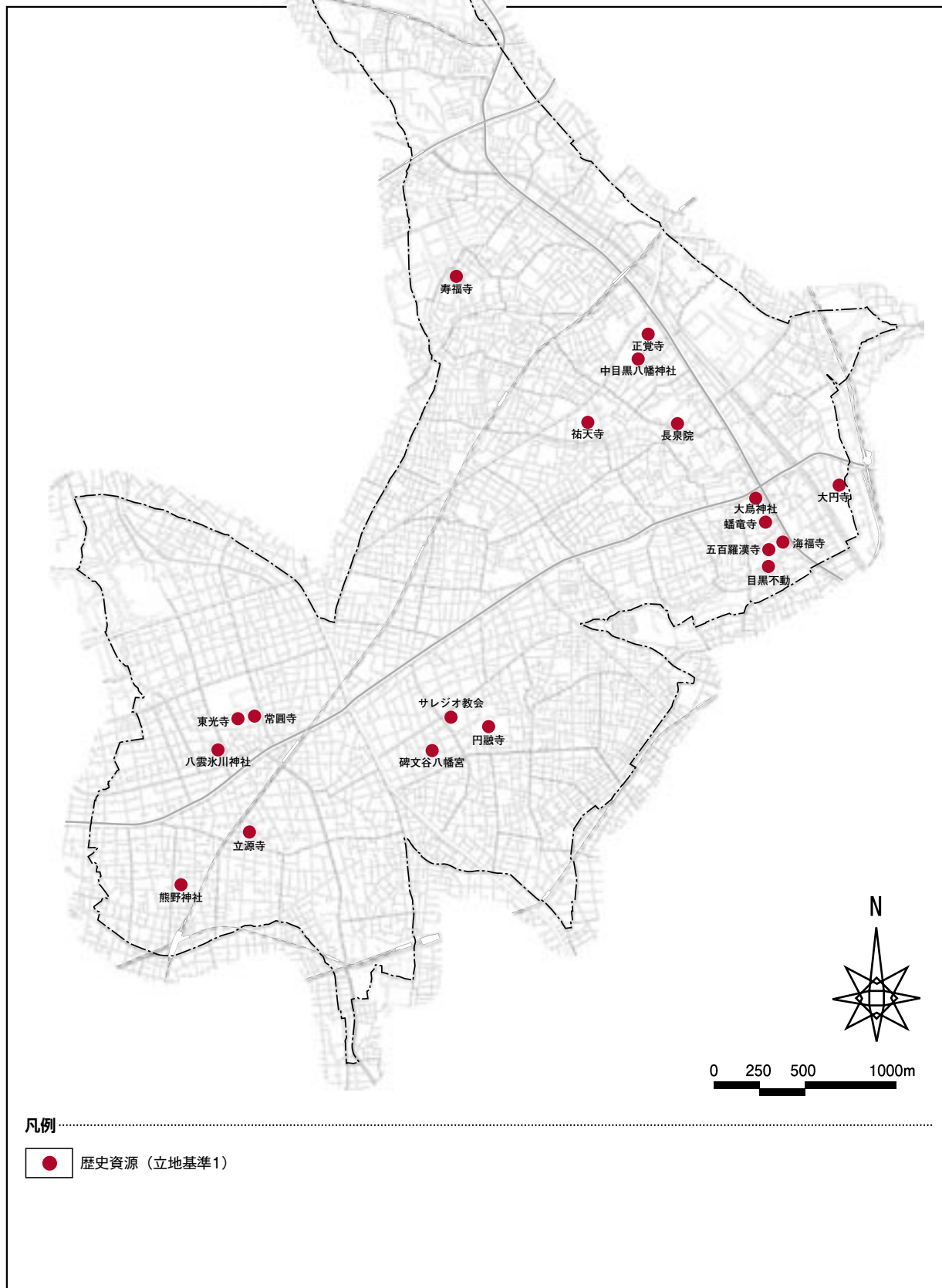
表IV-16 景観形成基準

対象		景観形成基準	配慮・工夫の一例
建築物に対する基準	形態、色彩、その他の意匠	建築物の形態、意匠は周辺からの歴史資源の見え方に配慮し、単調な壁面を避けるなどの工夫をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に歴史資源がある場合は、その他の建築物の建築等にあたっては歴史資源に配慮し、配置の工夫をする。</li> <li>歴史資源に対する視線を遮らないように配慮したり、壁のように長い形状の建物を避ける等工夫する。</li> </ul>
		歴史資源と隣接する建築物等の外壁等は、原色や反射する素材を避けることなどにより歴史資源と調和した街並み景観の形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史資源に隣接する建築物等の外壁等は、原色や金属パネルなど反射する素材を避けるなど歴史資源の景観と調和を図る。</li> </ul>
	建築物の周囲の空地・外構	歴史資源に直接接する空地や外構は、積極的に植栽するなど、歴史資源の見え方や一体性に配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に歴史資源がある場合は、その他の建築物の建築等にあたっては歴史資源の景観を損ねず、向上するように、外構の工夫をする。</li> <li>敷地内に歴史資源がある場合で、歴史性のある意匠の塀、垣、柵の改築や、連なる部分を新たに築造する場合は、歴史資源の意匠の継承を図るなどの工夫をする。</li> <li>みどりと一体となった歴史資源に隣接する敷地は、みどりの広がりを生み出す工夫をする。</li> <li>歴史資源に隣接した建築物は、歴史資源に配慮し、植栽を設けるなどの工夫をする。</li> </ul>

図IV-12 配慮・工夫のイメージ



圖IV-13 歷史資源位置圖



## イ. 立地基準2 [公園周辺]

景観形成のために望まれる配慮は画一的なものではなく、地域の特性や建築物の用途等によっても異なります。そのため、景観形成基準は、事業者に対象地域における配慮すべき基本的な事項を示し、良好な景観形成に向けて柔軟な創意工夫を求めるためのものとします。

立地基準2は、主に方針1の「豊かな自然環境や歴史とふれあえる街づくり」の「区を特徴づけるまとまったみどりの保全・創出」などが目指している公園と周辺の市街地が一体となった景観をつくることを目的としています。

目黒区は、住宅地のなかに大小様々な規模の特徴的な公園があり、多くの人を訪れる公園は、貴重な景観資源となっています。目黒区の良好な景観を形成するために、公園そのものの景観整備だけでなく、公園とその周辺が一体となった景観を整備することが重要となります。そこで、比較的大規模な公園で、「目黒区みどりの基本計画」に掲載されている「目黒の森」を構成している公園周辺の建築物を対象に、公園のみどりと一体となった景観を生み出す基準とします。

なお、景観形成基準は法第8条第2項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のうち、法第8条第3項第2号の規制又は措置の基準とします。

表IV-17 基準の目指すもの・適用対象

公園と周辺の市街地が一体となった景観をつくる	
基準が適用される対象	・「目黒の森」を構成している公園に面する敷地又はその公園の外周道路に面する敷地の建築物

表IV-18 届出対象行為と届出規模

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（ただし一戸建住宅を除く）	建築行為が行われる敷地に適用される基本基準の届出対象規模に準ずる（P.64～72）



木陰のある公園（菅刈公園）



区内の唯一の水田（駒場野公園）

■表IV-19 景観形成基準

対象		景観形成基準	配慮・工夫の一例
建築物に対する基準	形態、色彩、その他の意匠	公園に面して単調な壁面を避けるなど公園からの見え方に配慮する。	・公園に面した道路側のみどりが確保されるよう工夫する。
		建築物等の外壁等は、公園のみどりを意識した色調や素材の使用など、公園との調和を図る。	・建築物等の外壁の色調や素材は、原色や反射する素材を避ける。 ・外壁のみどりと調和する色調や素材を使用する。
		公園と隣接する建築物等の外壁等は、原色や反射する素材を避けるなど公園と調和した街並み景観の形成を図る。	・公園に隣接する建築物等の外壁等は、原色や金属パネルなど反射する素材を避けるなど公園のみどりと景観と調和を図る。
建築物の周囲の空地・外構	公園に隣接する敷地はみどりの確保に努め、みどりの広がりには配慮する。	・公園に隣接する敷地は、低木や中高木を適宜配置し、公園のみどりと連続するよう工夫する。	

■図IV-14 配慮・工夫のイメージ

公園の緑を意識した外壁  
(色彩、素材の調和)

単調でない壁面



公園の緑を意識した緑化

### ウ. 立地基準3 [緑道沿道]

景観形成のために望まれる配慮は画一的なものではなく、地域の特性や建築物の用途等によっても異なります。そのため、景観形成基準は、事業者に対象地域における配慮すべき基本的な事項を示し、良好な景観形成に向けて柔軟な創意工夫を求めるためのものとします。

立地基準3は、主に方針4の「楽しく歩ける道づくり」の「周辺の資源を取り込んだ歩行者空間づくり」と「身近な施設を結ぶ快適な道のネットワーク化」などが目指している緑道沿道の景観形成を目的としています。

目黒区には緑道が多く分布し、緑道沿道と一体となった街並みは、区を特徴づける景観要素の一つとなっています。また、通行するのみならず散歩や憩いの場として身近に自然を感じられる貴重な空間でもあります。

緑道に面した敷地の建築物について、みどりと調和したデザインへの誘導や、緑道からの見え方に配慮した設備のしつらえ、建築物の配置などを誘導し、快適な道づくりを進めるための基準とします。

なお、景観形成基準は法第8条第2項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のうち、法第8条第3項第2号の規制又は措置の基準とします。

表IV-20 基準の目指すもの・適用対象

緑道と一体となった景観をつくる	
基準が適用される対象	・ 緑道又は緑道に沿った道路に面する敷地の建築物

表IV-21 届出対象行為と届出規模

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（ただし一戸建住宅を除く）	建築行為が行われる敷地に適用される基本基準の届出対象規模に準ずる（P.64～72）



住宅地内の緑道(蛇崩川緑道)



参道と連続した緑道(立会川緑道)

■表IV-22 景観形成基準

対象		景観形成基準	配慮・工夫の一例
建築物に対する基準	形態、色彩、その他の意匠	緑道と調和した街並み景観を形成するため、緑道に面して単調な壁面を避けるなどの工夫をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等を設置する場合は、店先を緑道に向けるようにするなど、緑道と一体感のあるしつらえとする。</li> <li>・緑道に面する側に配置する駐車場や設備機器は、配置や植栽などの工夫により直接目立たないような工夫をする。</li> <li>・緑道に面し、開口部の少ない単調な壁面が連続しないようにする。</li> </ul>
		緑道と隣接する建築物等の外壁等は、原色や反射する素材を避けるなど緑道と調和した街並み景観の形成を図る。	・緑道に隣接する建築物等の外壁等は、原色や金属パネルなど反射する素材を避けるなど緑道のみどりと調和を図る。
	建築物の周囲の空地・外構	緑道に面する外構部は、生垣とするなど、みどり豊かな街並み景観の形成を図る。	・緑道に面する位置には、ブロック塀やコンクリート塀の設置を避け、生け垣やフェンスとするなどの工夫をする。

■図IV-15 配慮・工夫のイメージ

